定　　款

ヒロセ電機株式会社

第１章　総則

（商号）

第1条　当会社は、ヒロセ電機株式会社と称し、英文では、HIROSE ELECTRIC CO.,LTD.とする。

（目的）

第2条　当会社は、次の業務を営むことを目的とする。

(1)各種電気機械器具の製造および販売

(2)医療機器・器具の製造および販売

(3)前各号の業務に関連する事業投資

(4)前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第3条　当会社は、本店を神奈川県横浜市におく。

（機関の設置）

第4条　当会社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人をおく。

（公告方法）

第5条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第２章　株式

（発行可能株式総数）

第6条　当会社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。

（単元株式数）

第7条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（株主名簿管理人）

第8条　当会社は、株主名簿管理人をおく。

（株式の取扱）

第9条　当会社の株式に関する取扱いは、取締役会で定める株式取扱規程による。

（単元未満株式の買増請求）

第 10 条　単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

第 3 章　株主総会

（基準日）

第 11 条　当会社は、毎営業年度末日現在の株主名簿に記録された株主をもって、その期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。

（招集）

第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎年 4 月 1 日から 3 カ月以内に招集する。

（招集権者および議長）

第 13 条　株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、かつその議長となる。

2　前項の取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

（決議の方法）

第 14 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2　会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもってこれを行う。

（参考書類等のインターネット開示）

第 15 条　当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類、および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

（議決権の代理行使）

第 16 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

2　前項の場合には、代理権を証明する書面を総会毎に当会社に提出しなければならない。

第 4 章　取締役および取締役会

（員数）

第 17 条　当会社の取締役は、10 名以内とする。

（選任）

第 18 条　取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（任期）

第 19 条　取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（取締役会）

第 20 条　取締役会の招集通知は､会日の 2 日前までに各取締役および監査役に対し発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2　取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし､監査役が異議を述べないときは､取締役会の承認決議があったものとみなす。

3　取締役会に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

（代表取締役および役付取締役）

第 21 条　取締役会は、その決議をもって取締役最高顧問、取締役会長および取締役社長各 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

2　取締役会は、前項の取締役の中から代表取締役を選定する。

（相談役および顧問）

第 22 条　当会社は、取締役会の決議をもって相談役および顧問を選任することができる。

第 5 章　監査役および監査役会

（員数）

第 23 条　当会社の監査役は、5 名以内とする。

（選任）

第 24 条　監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第 25 条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2　補欠により選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了すべき時までとする。

（監査役会）

第 26 条　監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2　監査役会に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

（常勤監査役）

第 27 条　監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

第 6 章　取締役および監査役の責任免除

（損害賠償責任の一部免除）

第 28 条　当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2　当会社は、業務執行取締役等ではない取締役および監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

第 7 章　計算

（事業年度）

第 29 条　当会社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（剰余金の配当）

第 30 条　当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2　前項のほか、当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

（自己株式の取得）

第 31 条　当会社は、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第 32 条　期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過して、なお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2　未払の期末配当金および中間配当金には、利息をつけない。

附則

第 1 条　（本店の所在地）の変更は、2020 年 7 月 1 日をもってその効力を生ずるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。

以上定款であります。

原本と相違ありません。

神奈川県横浜市都筑区中川中央二丁目６番３号

ヒ ロ セ 電 機 株 式 会 社

代表取締役　石　井　和　徳